

なごみの郷 通所介護事業所 ご利用料金表

【基本部分：通所介護費(大規模型Ⅰ)】

R1.10.1現在

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費			
		基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
5時間以上 6時間未満	要介護1	536 単位	560 円	1121 円	1681 円
	要介護2	634 単位	663 円	1325 円	1988 円
	要介護3	732 単位	765 円	1,530 円	2295 円
	要介護4	828 単位	865 円	1,730 円	2596 円
	要介護5	926 単位	967 円	1,935 円	2903 円
7時間以上 8時間未満	要介護1	620 単位	648 円	1,296 円	1,944 円
	要介護2	733 単位	766 円	1,532 円	2,298 円
	要介護3	848 単位	886 円	1,772 円	2,658 円
	要介護4	965 単位	1,009 円	2,017 円	3,026 円
	要介護5	1081 単位	1,130 円	2,259 円	3,389 円

利用料の算定については、利用単位の合計 **10.45** を掛けた値が金額となります。

※上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、

基本料金も自動的に改訂されます。その場合は事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
個別機能訓練 加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合 (1日につき)	46 単位	48 円	96 円	144 円
個別機能訓練 加算Ⅱ	※それぞれの要件を満たした上で機能訓練を行った場合、加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できる。	56 単位	59 円	117 円	176 円
サービス提供 体制強化加算 Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1月つき)	18 単位	19 円	38 円	57 円
サービス提供 体制強化加算 Ⅰロ	※加算Ⅰイ、加算Ⅰロ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する。	12 単位	13 円	25 円	38 円
サービス提供 体制強化加算 Ⅱ		6 単位	6 円	12 円	19 円
中重度加算	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1月につき)	45 単位	47 円	94 円	141 円
入浴介助加算	入浴介助を行った場合 (1回につき)	50 単位	52 円	104 円	157 円
生活機能向上 連携加算1	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	200 単位	209 円	418 円	627 円
生活機能向上 連携加算2	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	100 単位	105 円	209 円	314 円
ADL維持等加算 (Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	3 単位	3 円	6 円	10 円
栄養改善加算	当該事業所の職員として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。(1回につき)	150 単位	157 円	313 円	470 円
栄養スクリーニング加算	利用者に対し6カ月毎に栄養状態について確認を行い、当該利用者に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。(1回につき)	5 単位	5 円	11 円	16 円
介護職員処遇 改善加算Ⅰ		利用単位の5.9%			
介護職員処遇 改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ～Ⅴのいずれか1つを算定する。	利用単位の4.3%			
介護職員処遇 改善加算Ⅲ		利用単位の2.3%			
介護職員処遇 改善加算Ⅳ	※当該加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。	加算Ⅲの90%			
介護職員処遇 改善加算Ⅴ		加算Ⅲの80%			
介護職員等特 定処遇改善加 算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算定する。	利用単位の1.2%			
介護職員等特 定処遇改善加 算Ⅱ		利用単位の1.0%			

【減算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件(概要)	減算額			
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
送迎を行わない 場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との送迎を行わない場合 (片道につき)	47 単位	49 円	99 円	148 円
同一建物減算	同一建物居住又は同一建物から利用する方にサービスを行う場合(1日につき)	94 単位	98 円	197 円	295 円

【基本部分：総合事業費(通常型サービス)】

<1日型>

利用者の 要介護度	通所介護費(通所型サービス) [1月につき]			
	基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
要支援1	1655 単位	1,729 円	3,459 円	5,188 円
要支援2	1655 (週1回の計画) 単位	1,729 円	3,459 円	5,188 円
	3393 (週2回の計画) 単位	3,545 円	7,091 円	10,637 円

※利用料金の算定については、利用単位が **10.45** を掛けた値が金額となります。

<短時間型>

利用者の 要介護度	通所介護費(通所型サービス) [1月につき]			
	基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)
要支援1	1428 単位	1,492 円	2,984 円	4,477 円
要支援2	1428 (週1回の計画) 単位	1,492 円	2,984 円	4,477 円
	2925 (週2回の計画) 単位	3,057 円	6,113 円	9,170 円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額				
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)	利用者負担金 (3割負担の方)	
生活機能向上 連携加算1	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	200 単位	209 円	418 円	627 円	
生活機能向上 連携加算2	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	100 単位	105 円	209 円	314 円	
生活機能向上 グループ活動 加算	利用者へ日常生活上の支援のための活動を行った場合(1月につき) ※ただし、運動機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない。	100 単位	105 円	209 円	314 円	
運動器機能向上 加算	利用者へ個別的な機能訓練等の運動機能向上サービスを行った場合(1月につき)	225 単位	235 円	470 円	705 円	
事業所評価加算	当該加算の算定基準に適合し、かつ評価対象期間中、利用者の用支援状態維持・改善の割合が一定以上となった場合(1月につき)	120 単位	126 円	250 円	376 円	
サービス提供 体制強化加算 Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1月につき) ※加算Ⅰイ、加算Ⅰロ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する	要支援1	72 単位	75 円	151 円	226 円
		要支援2	144 単位	150 円	301 円	451 円
サービス提供 体制強化加算 Ⅰロ	※加算Ⅰイ、加算Ⅰロ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する	要支援1	48 単位	50 円	100 円	150 円
		要支援2	96 単位	101 円	201 円	301 円
サービス提供 体制強化加算 Ⅱ	※加算Ⅰイ、加算Ⅰロ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する	要支援1	24 単位	25 円	50 円	75 円
		要支援2	48 単位	50 円	100 円	150 円
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ～Ⅴのいずれか1つを算定する。 ※当該加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。	利用単位の5.9%				
介護職員処遇 改善加算Ⅱ		利用単位の4.3%				
介護職員処遇 改善加算Ⅲ		利用単位の2.3%				
介護職員処遇 改善加算Ⅳ		加算Ⅲの90%				
介護職員処遇 改善加算Ⅴ		加算Ⅲの80%				
特定介護職員 処遇改善加算 Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合Ⅰ・Ⅱのいずれか1つを算定する。	利用単位の1.2%				
特定介護職員 処遇改善加算 Ⅱ		利用単位の1.0%				